野田市高齢者等肺炎球菌感染症予防接種実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月３０日

野田市長　鈴　木　　有

野田市告示第２６０号

野田市高齢者等肺炎球菌感染症予防接種実施要綱の一部を改正する告示

野田市高齢者等肺炎球菌感染症予防接種実施要綱（平成２６年野田市告示第１９４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「本市が」を「予防接種法（昭和２３年法律第６８号）の規定に基づき」に改める。

第２条第１号を次のように改める。

⑴　６５歳の者

附　則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。